

議案第27号 説明資料

幕別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

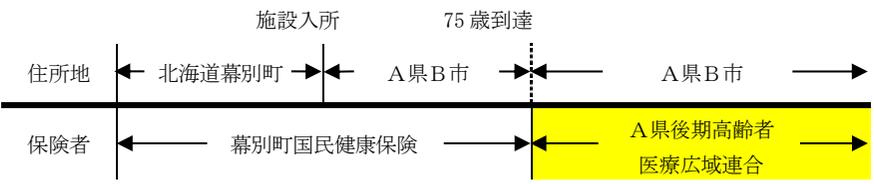
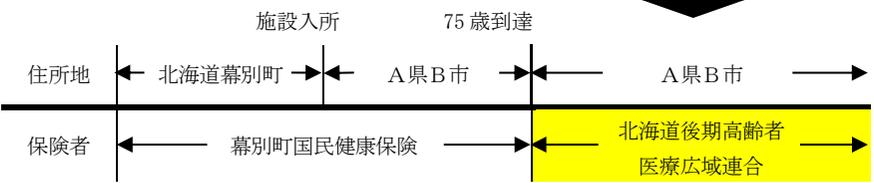
現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町後期高齢者医療に関する条例 (平成20年 3月21日 条例第21号)</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 町が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第55条第1項又は第2項の規定の適用を受ける被保険者であつて、これらの規定の適用を受けるに至つた際町内に住所を有していたもの</p> <p>第4条～第9条 略</p>	<p>○幕別町後期高齢者医療に関する条例 (平成20年 3月21日 条例第21号)</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 町が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第55条第1項(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)又は第2項(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であつて、これらの規定の適用を受けるに至つた際町内に住所を有していたもの</p> <p>(3) <u>法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により町に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつた被保険者</u></p> <p>第4条～第9条 略</p>

幕別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の概要

「法律」……………高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

「法律施行令」……………高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）

「条例」……………幕別町後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第21号）

改正項目	関係条項	改正の内容	適用年月日	摘要
後期高齢者医療制度加入時の住所地特例の取扱い	法律第55条の2 法律施行令第5条の2 条例第3条	<p>(住所地特例)</p> <p>国民健康保険制度又は後期高齢者医療制度においては、原則、住所地の市町村又は都道府県の後期高齢者医療広域連合の被保険者となるが、被保険者が医療機関へ入院又は施設への入所等によって、他市町村又は他の都道府県に住所を異動した場合は、異動前の住所地の市町村又は都道府県の後期高齢者医療広域連合の被保険者として継続する特例措置。</p> <p>(改正の内容)</p> <p>現行の住所地特例の取扱いでは、国民健康保険制度による住所地特例の適用を受けて従前の住所地市町村の被保険者となっている者が、後期高齢者医療制度に加入した場合、加入時の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となる。</p> <p>本改正後においては、国民健康保険制度による住所地特例の適用を受けて従前の住所地市町村の被保険者となっている者が、後期高齢者医療制度へ加入した場合には、当該住所地特例の適用を引継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となる。</p> <p><現 行></p>  <p><改正後></p> 	平成30年4月1日以降、新たに後期高齢者医療の被保険者となる者について適用	